

Title	2005年6月欧州理事会の概要と評価
Sub Title	Outcome of the European Council of June 2005
Author	馬場, 隆治(Baba, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.4 (2006. 1) ,p.297- 324
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060115-0297

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應EU研究会

EU政策文書の紹介と解説

2005年6月欧州理事会の概要と評価

馬場隆治

1. はじめに
2. 結論文書の概要
3. 評価
4. おわりに

1. はじめに

2005年6月16日、17日の2日間にわたって開催された欧州理事会の際に発出された結論文書（conclusion）¹⁾は、中期財政見通し、経済・社会・環境問題（リスボン戦略及び持続可能な開発）、自由・安全・司法分野（ハーグプログラム及びテロ）、対外関係、その他の5つの項目から構成され、持続可能な開発の指針原則に関する宣言、2005年から2008年までの成長と雇用に関する統合ガイドライン、コソボに関する宣言、中東和平プロセスに関する宣言、レバノンに関する宣言が附属されている。前回の2005年3月の欧州理事会では主として経済問題が扱われたため、今回、分量としては対外関係に關係する記述が大半を占めているが、今回の欧州理事会は、フランス、オランダにおける欧州憲法条約の批准に関する国民投票の否決により欧州統合プロセスが困難な状況を迎える中で開催され、専らの注目点は欧州憲法条約の今後の扱いと中期財政見通しに

1) 結論文書原文は、EUホームページ（http://ueeu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/85349.pdf）より入手可能。

についての政治合意が成立するか否かの2点であった。

以下、本稿では、まず結論文書の内容について概観した上で、欧州憲法条約の批准に関するEU加盟国首脳の宣言の意義について、フランス及びオランダにおける国民投票の結果を含めて今後の扱いという観点から分析してみたい。次に、中期財政見通しについての政治合意が成立しなかった背景について検討してみたい。なお、筆者は現在欧州連合日本政府代表部に所属しているが、本稿の見解は筆者個人のものであることをお断りしておく²⁾。

2. 結論文書の概要

(1) 中期財政見通し

欧州理事会は、現時点で中期財政見通しについて包括的な合意に達することができなかったことを残念に思う。欧州理事会は、将来の予算年度において共通政策を支えるべくEUが利用可能な予算を明確にすることの必要性を強調し、この目的を達成するためにあらゆる努力を継続した。欧州理事会は、一丸となって行った準備作業により、本件についての作業を顕著に前進させることができたことを指摘し、特に議長国主導で作成された「交渉ボックス」を通じて議論に与えられた焦点やモーメンタムは維持される必要があることに合意した。

欧州理事会は、次期議長国に対し、今日までの進捗を活かしつつ可能な限り早期に包括的合意に達するために必要なすべての要素を解決すべく、これらの議論を進めることを求める。

(2) 経済・社会・環境問題

(イ) 持続可能な開発

欧州理事会は、2005年3月にリスボン戦略を再始動させた際、将来世代が将

2) 本稿を執筆するに当たっては、ユーロコメントのルドロー所長の見解に多くの知見を得た。この場をお借りして感謝申し上げます。

来のニーズを満たす能力を犠牲にすることなく現在のニーズを満たさなければならぬとの持続可能な開発の要件という広い文脈においてリスボン戦略は見直されなければならないと再確認した。

欧州理事会は、EUの政策と活動のすべてを支配する主要原則としての持続可能な開発を堅持することを強調する。この文脈において、また、欧州委員会提案に基づき、欧州理事会は、「持続可能な開発の指針原則に関する宣言」を承認し、この新たな動きを歓迎するとともに、宣言に定める主要目的や指針原則が、新たな持続可能な開発戦略などの基礎として、また、可能であれば2005年末までに採択予定の実効的監視手続として資することを想起する。

(ロ) リスボン戦略の再始動：成長と雇用のためのパートナーシップ

欧州理事会は、3月の欧州理事会において、リスボン戦略を遅延なく再始動させ成長と雇用に優先させることが不可欠であると判断し、同戦略の目的達成の観点から、経済、社会、環境の3つの側面について、すべての加盟国及び共同体の資源を投入して相乗効果を発展させなければならないと結論付けた。この文脈において、欧州理事会は、包括的経済政策指針と雇用指針を内包する2005年～2008年の成長と雇用に関する統合指針を承認し、3月の欧州理事会において示された新しいアプローチの最初の成果物として歓迎する。

新たな3年のガバナンスサイクルに従うため、統合指針は、野心的な国別改革計画に変型されなければならないと、欧州委員会は、共同体リスボン計画を示すこととなっている。これらの計画は、成長と雇用のために不可欠な手段である。

(3) 自由・安全・司法分野

(イ) ハーグプログラム

欧州理事会は、自由・安全・司法分野の強化に関するハーグプログラムの実施のための行動計画が理事会及び欧州委員会によって採択されたことを歓迎する。同分野の対外関係関連部分は、理事会事務局及び欧州委員会の提案に基づき理事会が本年末に採択する予定の戦略によって補完される。加盟国が行動計

画を効果的かつ期限内に実施するために採択された種々の措置を実施することは極めて重要であり、欧州理事会は、現在理事会が欧州逮捕令状に関する枠組み決定の変型及び実施のために加盟国が執っている措置の審査を行っていることに留意する。

欧州理事会は、警察長官作業部会、ユーロポール、ユーロジャストの最近の活動がより実務的な性格を帯びていることに留意し、欧州域外国境実務協力運営庁の運用開始を歓迎する。また、欧州理事会は、理事会に対してこれら各種当局間及び加盟国当局との間の協力を調整することを求める。さらに、欧州理事会は、2006年後半にハーグプログラムの実施状況を検証することについて合意し、薬物戦略に関する枠組みにおける薬物対策行動計画を歓迎する。

（ロ） テロとの闘い

欧州理事会は、テロとの闘いに関する行動計画の実施状況についての理事会報告書に留意し、テロの過激化、テロリストのリクルートに関する戦略の起草のために理事会が定義した指針に留意した。また、欧州理事会は、理事会が欧州安全保障・防衛政策（ESDP）とテロリズムに関する概念的枠組みの実施についての文書を採択したことを歓迎する。

欧州理事会は、2004年3月の欧州理事会で合意されたテロ対策のための優先措置の実施期限遵守を含め、テロとの闘いに関する行動計画のすべての分野を進展させることの重要性を強調し、警察・司法協力強化のための法手続の整備、ハーグプログラムが規定する加盟国当局間及びEU諸機関との戦略的・実務的情報の共有の促進、理事会が策定したガイドラインに沿った過激化及びテロリストリクルートに関する戦略並びに行動計画の策定、テロ対策のための国内措置について専門家の意見に従って作成された勧告のフォローアップ、テロ資金に関する戦略実施の継続、市民保護能力の強化、第三国とのテロに関する警察対話及びテロ対策のための国際的協力の強化、第三国におけるテロ対策メカニズム支援プログラムの財政支援及び第三国からの要請に対応する専門家ネットワークの提供、ライフラインの安全強化のための税関協力措置が2005年後半の

優先事項とされることを希望する。また、欧州理事会は2005年12月にテロとの闘いに関する行動計画の進展状況についての評価を行い、同行動計画を改訂する。

(4) 対外関係

(イ) ミレニアム宣言に関する国連首脳会合に向けての準備

欧州理事会は、国連サミットは、国連に対するEUの支持を再確認する機会を与えるものであると考える。欧州理事会は、効果的な多国間主義と国連改革プロセスを強く支持することを再確認し、2005年3月21日の国連事務総長報告と2005年6月3日に総会議長が果たした役割は、9月に採択予定の宣言の優れた基礎を提供するものであることを強調する。欧州理事会は、事務総長の集団安全保障にかかる包括的な概念、そして開発、安全保障及び人権は相関関係にあり相互に強化し合うものであるとの考えを共有し、開発協力、安全保障、人権、法の支配及び民主主義の面において提案された戦略を歓迎する。欧州理事会は、事務総長報告に示された課題について、野心的かつ均衡の取れた結果を引き出すことにより国連の改革を可能とすることが不可欠であると考え、国連サミットの準備の観点からEUは国連加盟国との実質的な対話を継続していくとの約束を強調する。

開発は国連サミットの準備において重要な役割を果たす関係で、欧州理事会は、先進国の責任を想起しつつODAに関する理事会での合意を歓迎する。国際的な目標であるODAの対GNI比0.7%を達成するとのコミットメントの文脈において、欧州理事会は、加盟国がバルセロナ・コミットメント³⁾に含まれる2006年に0.39%を達成する方向に進んでいることに満足の意をもって留意した。欧州理事会は、同コミットメントを引き続き継続すると同時に、更なるEU全体の目標として、2010年までにODAの対GNI比0.56%を達成するとの目標を決定した。これにより、年額200億ユーロのODAの増額となる。

3) 2002年3月の欧州理事会の結論文書の第13パラグラフを参照。

この文脈において、欧州理事会は、5月24日の対外関係理事会の結果に従って、ODAの対GNI比が0.51%に達していない加盟国が2010年までにそれぞれの予算配分過程の範囲で目標を達成し、既に達している加盟国がこの水準を維持する努力を続けることを、また、2002年以降にEUに加盟しODAの対GNI比が0.17%に達していない国は、2010年までにそれぞれの予算配分過程の範囲でこの水準までODAを増額するよう努め、既に達している加盟国は、この努力を続けることを約束することを、さらに、加盟国は2015年までにODAの対GNI比0.7%を達成し、既に達している加盟国はこの水準を上回ることを続けるよう努力し、2002年以降にEUに加盟した加盟国は2015年までにODAのGNI比0.33%を達成するよう努めることを強調する。

欧州理事会は、EU理事会に対し、持続的かつ予測可能な方法で利用可能な資金を増やすため、開発のために革新的資金源として最も期待できる選択肢の検討を続けるよう要請する。また、EUは、国際金融機関との協力の下、個々のケースに従い、債務の負担が長期的に耐え得るものであることを保証するために、多国間債務の範囲及び計画に係る合意を見出す決意である。この文脈において、EUは、重債務貧困国に対する100%の多国間債務の免除を認めるとのG8合意を歓迎する。

EUは、資金手当ての努力と並行してODAの質及び効果を改善させ、実施能力を強化し、妥当性を担保する必要性を想起する。EUは、援助の有効性に係るバリ宣言を歓迎し、遅滞なく実施しフォローアップされることを確保するという加盟国及び欧州委員会による約束を想起する。

欧州理事会は、様々な政策及び国際協力において、グローバリゼーションの社会的側面を考慮する重要性を強調し、発展途上国に影響を与え得るすべての政策において開発目標を考慮に入れ、特に、ミレニアム開発目標（MDGs）の第8目標「開発のためのグローバルパートナーシップ」の一環において、開発政策を促進し、その一貫性を向上させる努力を行うことを確認する。また、欧州理事会は、アフリカの発展を優先課題とし、アフリカ諸国がMDGsを達成するための支援を行う。欧州理事会は、アフリカに対するODAについて合意を

得た増額分のうち、最低でも50%をサブサハラ・アフリカへのEUとしての財政援助に当てることを再確認する。

欧州理事会は、国連サミットの準備において、平和構築委員会の創設、紛争予防、テロとの闘い、軍事手段の利用に関する原則の採択、武装解除、大量破壊兵器及び同軍事手段の不拡散並びに国連平和維持能力の強化を優先課題とする。また、欧州理事会は、4月13日の国連総会における核テロ防止条約の合意を歓迎し、すべての国連加盟国に対し9月の国連サミットにおいて同条約に署名することを呼びかける。さらに、欧州理事会は、武装解除及び大量破壊兵器不拡散に関し、EUの努力にもかかわらず、基本的問題を扱ったNPT運用再検討会議で結論文書が合意に至らなかったことに遺憾の意を表明し、次のNPTの検討における目標達成の基盤として、同会議に先立ち採択された共通の立場を堅持する。

欧州理事会は、国連改革案における人権、法の支配及び民主主義に付与される重要性を歓迎し、安全保障理事会によって確保されなければならない保護する責任の概念の重要性を再確認する。また、欧州理事会は、高等弁務官の役割及び資金を強化し、人権の普遍性及び国連システムにおけるその中心的な位置付けを反映した通年開催の人権理事会の設置を支持し、人権を発展、平和、安全保障問題と同様に位置付ける考えを共有するとともに、安全保障理事会との相互作用を通じての高等弁務官事務所の強化への要請を支持する。このようなイニシアティブは、国連活動における人権の重要性の高まりに伴い拡大されるべきである。さらに、欧州理事会は、機構改革の分野について、総会、経済社会理事会、安全保障理事会を含む主な国連機関においてシステムの代表性、透明性及び効率性を強化するための改革の必要性を認識し、国連がその任務を全うするための行財政運営分野における改革努力を支持する。

環境の問題を含む持続可能な開発は、各国及び国際的な開発プログラムや戦略に、より広い範囲で組み込まなければならない。欧州理事会は、既存の制度を基礎とした国際環境ガバナンス構造を更に統合させるという国連事務総長の緊急要請を支持する。EUは、国連改革の一環として、9月のハイレベル会

合において、他の専門機関と同等の基盤を持つ国連環境計画に基づいた環境のための機関（本部：ナイロビ）の設置に関する交渉プロセスの開始を提案する。

欧州理事会は、12月に香港で開催予定のWTO閣僚会合においてドーハ開発アジェンダの妥結に向けた大筋を確立する必要性を強調する。途上国に国際経済への完全な統合の機会を与えるため、野心的かつ均衡の取れた結果を達成する必要がある。

（ロ）西バルカン

欧州理事会は、西バルカン地域の将来のEU加盟の見通しについて定めたテッサロニキ・アジェンダの完全な実施についてのコミットメントを再確認する。マケドニアが、EU加盟に向けた努力を強化することを奨励する。また、セルビア・モンテネグロの改革努力を評価し、安定化・連合協定の締結に向けた交渉の早期開始を期待する。ボスニア・ヘルツェゴビナについても、条件さえ満たされれば、セルビア・モンテネグロと同様の対応を行う決意を強調する。アルバニアについては、国際基準に合致した選挙が行われることの重要性を想起する。

スレブレニツァ事件10周年を前に、欧州理事会は、西バルカン諸国のICTYへの完全な協力はEU加盟に向けた基本的な要件であり続けることを強調する。また、欧州理事会は、コソボに関する宣言を採択した。

（ハ）欧州近隣国政策

欧州理事会は、欧州近隣国政策の枠内において第一陣となるイスラエル、ヨルダン、モルドバ、モロッコ、パレスチナ自治政府、チュニジア、ウクライナとの行動計画の策定を歓迎するとともに、2005年にアルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、リビア、エジプトと同様の行動計画を策定するとの結論並びにアルジェリアに関する国別プログラムを作成するとの決定を歓迎する。欧州理事会は、欧州委員会及び理事会事務局に対し進捗状況について定期的に報告するよう要請する。

欧州理事会は、ウクライナ政府による民主主義及び社会的市場経済に向けた

改革努力並びに欧州基準及び価値へのコミットメントを歓迎し、対話及びEU・ウクライナ間のコンタクトの強化を期待し、EU・ウクライナ行動計画の迅速な実施を支援する。また、欧州理事会は、EU・モルドバ行動計画の採択に加え、モルドバEU特別代表の指名に留意した。欧州理事会は、沿ドニエステル紛争の解決策を探ることに積極的に関与する用意があることを表明し、この問題に関してロシア、ウクライナ及びOSCEとの対話が増加していることを評価する。さらに、欧州理事会は、ベラルーシ政府が民主的価値、法の支配及び人権への尊重を一度明確に表明すれば、EUは、特に行動計画の作成によって、ベラルーシとの関係強化に向けコミットすることを強調する。EUは、ベラルーシの民主主義勢力及び市民社会への弾圧が強まっていることを懸念するとともに、ベラルーシ国民が欧州近隣国政策の利点を認識するような措置を執ること並びにベラルーシにおける市民社会強化及び民主化プロセスを支援する。

(二) 地中海地域及び中東との戦略的パートナーシップ

欧州理事会は、EUと地中海地域及び中東との戦略的パートナーシップの実施に関する議長国、理事会及び欧州委員会による報告書を承認した。欧州理事会は、EUの中東地域諸国との関係にとっての戦略的パートナーシップの重要性を強調し、ヨルダンの東側に位置する国々との戦略的パートナーシップの実施に特段の注意を払う必要性に合意した。

(ホ) バルセロナプロセス

欧州理事会は、ルクセンブルクにおいて第7回欧州・地中海閣僚会合が開催され、パートナーシップの包括的見直しを行ったことを歓迎する。また、欧州理事会は、アレキサンドリアにおける文化間対話のためのアンナ・リンド欧州・地中海基金の開始及びルクセンブルクにおける欧州・地中海非政府プラットフォームの設立などを通じて、バルセロナプロセスの政治的・社会的対話及び社会、文化、人間協力の実施の場面において進捗があったことに満足の意を持って留意する。さらに、欧州理事会は、カイロにおける欧州・地中海議会議会

合の第一回全体会合が開催されたことを歓迎し、バルセロナ宣言10周年記念の特別会合を2005年11月末にバルセロナにおいて開催することを歓迎する。

リビアのバルセロナプロセスへの完全な統合は、EUの同国への関与政策の全般的目標である。このプロセスへの参加及びそれに続く連合協定の締結に向けた進捗は、リビアが宣言及びバルセロナ・アキを完全かつ無条件に受け入れる用意の有無に依存している。

（ヘ） イラク

欧州理事会は、安全で安定し、統一され、繁栄した民主的なイラクという目標を達成するため、2004年11月4日及び2005年2月21日の理事会で合意された支援プログラムの実施に関するEUの意思を再確認し、イラクの要請があれば、欧州委員会及び加盟国は憲法制定プロセスを支援する用意があることを想起する。欧州理事会は、イラク社会のあらゆる階層が憲法制定手続及び真の国内対話の促進に関与することを追求するようイラク当局を奨励する。

欧州理事会は、刑事司法制度や法の支配、政治、経済、社会復興等について欧州委員会コミュニケーションに従ってイラク当局及びイラク国民を支援するとのコミットメントを強調し、この文脈において、2005年6月9日のバクダットへの閣僚級トロイカ訪問を歓迎するとともに、EU・イラク間の交流を発展させる意向を確認する。また、欧州理事会は、理事会が2005年6月13日にイラクに対する法の支配ミッション実施計画を採択したことを歓迎し、欧州委員会に近い将来にバクダットに代表部を開設する意図を表明したことを歓迎した。また、欧州理事会は、安保理決議第1546号に基づく政治プロセスの枠組みにおいて、EU・米の共同開催によるイラクに関する国際会議が国際社会の支援を示す機会となるとの希望を表明する。

（ト） イラン

欧州理事会は、2004年11月のパリ合意の締結及び効率的実施によって可能となったイランとの貿易協力協定及び政治合意の交渉再開を歓迎し、商業分野に

においてすべての加盟国が公平に扱われることの重要性を強調する。また、欧州理事会は、テロとの闘い、人権、イランの中東和平プロセスへのアプローチに関するEUの他の懸念に対するイランの行動に従い、EUはイランとの更なる政治的・経済的協力関係を深める方途を模索し続ける用意がある旨を確認する。さらに、欧州理事会は、信用のできる効果的な人権対話へのコミットメントを想起し、次回対話が早期に開催されることを希望する。

欧州理事会は、全体の手続きが継続されるためには、すべての濃縮関連活動、再処理活動の停止が維持されなければならないことを指摘し、イランの核プログラムが平和利用目的であることの客観的保証を国際社会に与える長期的協定への合意に向けた努力の継続に対する支持を表明する。

(チ) 中東和平プロセス

欧州理事会は、中東和平プロセスに関する宣言及びレバノンに関する宣言を採択した。

(リ) 大西洋関係

欧州理事会は、2005年前半における米欧関係の良好な発展を歓迎し、ブッシュ米大統領の欧州機関訪問、特にEU加盟国首脳と米大統領との会合に満足の意味をもって留意する。6月20日のEU・米国サミットは、更なる関係強化の機会となる。また、欧州理事会は、EUと米国の東アジアに関する戦略的対話の開始を歓迎する。さらに、欧州理事会は、6月19日のEU・カナダサミットが、EU・カナダ関係の強化を打ち出す機会となることを期待し、カナダとの貿易・投資拡大のための協定交渉開始を歓迎する。

(ヌ) ロシア

欧州理事会は、第15回EU・ロシア首脳協議の結果、特に「4つの共通空間」創設に向けたロードマップが採択されたことに満足の意を表明する。このロードマップはEU・ロシア関係の共通目的及びこの目的達成のために必要な行動

を規定し、EUとロシアとの協力のための中期プログラムを定義する。このロードマップの実施は、EU・ロシア間の戦略的パートナーシップ及び特にノーザン・ダイメンションの枠組み⁴⁾における地域協力を強化するものとなる。

EUは、2005年3月に開始された第一回EU・ロシア人権対話が成功裏に開催されたことに喜びをもって留意する。欧州理事会は、ロシア・エストニア間の国境協定の署名を歓迎し、同様の協定がラトビアとの間で調印されることを期待する。また、欧州理事会は、ロシアが2008年中にグルジアからのロシア軍基地撤退を完了させるとのコミットメントを歓迎し、1999年のイスタンブール・コミットメント⁵⁾の完全実施を期待する。

（ル）東アジアとの関係

欧州理事会は、対アジア関係の発展の重要性を再確認し、この文脈において、本年前半に開催されたEU・ASEAN閣僚会合、ASEM閣僚会合の結果を歓迎する。また、欧州理事会は、主要な国際問題や二国間の問題に対応するため、日本とのパートナーシップを発展させる意思を再確認し、ルクセンブルクにおいて5月2日に開催された日・EU首脳協議において必要性が強調された東アジアにおける安全保障に関する戦略的対話を強化すると決意する。さらに、欧州理事会は、2001年に採択された行動計画の実施における大きな進展は、拡大EUと日本との関係の深化を表すものであるとして歓迎し、エネルギーや科学技術分野における環境問題についてのより高度な協力の必要性を想起するとともに、日・EU市民交流年の成功に対して満足の意を表明する。

4) 北欧諸国のEU加盟を受けて、EUと北欧諸国隣接国との関係への配慮が必要となったことを背景にフィンランドによって提唱された概念。1999年12月のヘルシンキ欧州理事会の結論文書の第62パラグラフにおいて言及されたのを受け、その後、欧州委員会により行動計画が策定されている。（参考：石垣泰司著「戦後の欧州情勢の変化とフィンランドの中立政策の変貌」外務省調査月報2000年第2号）

5) 1999年に開催されたOSCEイスタンブール首脳会合において、2002年を期限としてロシア軍が沿ドニエストルから撤退する旨決議された。

欧州理事会は、EUと中国との外交関係樹立30周年を歓迎し、EUと中国との戦略的パートナーシップの発展のための決意を改めて表明するとともに、理事会と欧州委員会に対して新たな枠組み協定の手続きの加速を求める。また、欧州理事会は、2月にルクセンブルクで第19回会合が開催された人権対話の重要性を強調する。

欧州理事会は、2004年12月の欧州理事会結論文書を想起し、行動規範及びツールボックスの改訂作業における進捗を歓迎し、理事会に対して、これを基礎として作業を継続するよう求める。また、欧州理事会は、米国及び日本とのアジアに関する戦略的対話の開始を歓迎し、ニューデリーにおいて2005年後半に開催予定の第6回首脳協議の前に承認される予定のインドとの行動計画の策定のための更なる作業を奨励する。

(ヨ) 対ACP関係

欧州理事会は、コトヌ協定の改正に関する交渉の完了を歓迎する。改正された協定は、パートナーシップの改善を示すものである。

(ワ) 対アフリカ関係

欧州理事会は、EUとすべてのアフリカ諸国との対話の増加を歓迎する。対話の目的は、平和と安全保障、ガバナンス、地域統合と貿易、開発の4分野に焦点を合わせたEU・アフリカ間の戦略的パートナーシップである。欧州理事会は、アフリカにおける平和維持及び安全維持能力が増大していることを歓迎する。

欧州理事会は、EU及び加盟国が特にスーダン、大湖地域、西アフリカ及びソマリアにおいて支援努力を継続することを指摘したい。欧州理事会は、NEPADといった大陸イニシアティブ及び地域的イニシアティブへの完全な支持を表明し、ECOWAS、SADC、IGADといったアフリカ機関による活動増加を歓迎する。

EUは、特にAMISへの支援を通じ、スーダンにおける平和回復と開発へのコミットメントを継続する。EUはすべての当事者に対し、不処罰の問題や正

義、ダルフルの人々の和解の障害が取り除かれるよう、国際刑事裁判所との協力を要請する。欧州理事会は、ダルフルにおける文民に対する深刻な人権侵害及び国際人道法違反行為や人道援助活動家への妨害を引き続き憂慮し、スーダン政府に対して安全を確保する責任を想起させる。また、欧州理事会は、ダルフルにおけるすべての当事者に対し、和平交渉が再開された際には完全かつ最終的な和平合意について誠実に交渉すること、国連と完全に協力することを要請し、包括的和平合意を完全に実施するとともに包括的な民主化プロセスを立ち上げるよう要請する。

EUは、2005年4月にコンゴ民主共和国キンシャサにおいてEU警察ミッションを立ち上げたことにより、同国における安全保障分野の改革、移行及び安定化に貢献した。EU及び加盟国は、特にEU警察ミッションにより提供される情報に基づきコンゴ軍の統合に向けた更に実用的な支援を検討する用意があることを確認する。EUは、移行への支持を改めて表明するとともに、コンゴ当局に対して円滑な選挙プロセス、良好なガバナンス及び透明性、そして特に兵士報酬の定期的支払いを確保するために必要な措置を執ることを繰り返し求める。欧州理事会は、野党勢力及び市民社会が移行の実施に際して建設的役割を果たすよう要請する。

欧州理事会は、平等及びアフリカのオーナーシップの原則に従い、アフリカ大陸の開発支援を継続するEUの決意を再確認する。第二回EU・アフリカ首脳協議の早期開催は重要な目標である。欧州理事会は、G8プロセスにおいてアフリカが優先的扱いを受けたことを賞賛し、アフリカ委員会による貢献に留意した。また、欧州理事会は、EU・アフリカ関係の重要性を想起し、理事会に対し、2005年12月の欧州理事会を視野に入れつつ、国連サミットに向けたアフリカに対する長期的なグローバル戦略を作成するよう要請する。

（カ） ラテンアメリカとの関係

欧州理事会は、ラテンアメリカとのパートナーシップを強化するとEUのコミットメントを想起し、第12回EU・リオグループ閣僚会議の結果に満足の

意を持って留意するとともに、メルコスールとの会合で発表された地域間連携協定の締結交渉を完了させるとの決議を歓迎する。

(ヨ) 欧州安全保障・防衛政策 (ESDP)

欧州理事会は、次期議長国のマニフェストを構成する議長国のESDP報告書を承認する。軍事能力に関しては、バトルグループについての概念的作業が成功裏に継続され、5月に開催されたバトルグループ調整会合において、加盟国のコミットメントにより2005年から2006年の当初の活動能力に関する目標が達成可能となると確認された。また、欧州理事会は、EU即応作戦のための意思決定及び企画プロセスの迅速化を可能とするために執られた措置を歓迎する。また、2008年文民ヘッドライン目標を達成するための欧州文民能力の発展が、2004年12月の欧州理事会で設定された期限に沿って進められており、安定化、復興、紛争予防、機構強化、人道的活動に対する文民支援に関する戦略的な作戦の想定やシナリオを準備することが可能となった。文民分野での危機管理のための即応部隊の展開に関する作業も継続される。

欧州理事会は、ESDPの手段の発展は一貫したアプローチの一部であることに留意する。2003年12月の欧州理事会で採択された文民・軍事セルの設立についての手続きが進められており、このセルは、遅くとも2006年6月に利用可能となるオペレーションセンターの設置を可能とする。欧州防衛庁は現在、初の年次作業プログラムの実施に取り組んでいる。欧州理事会は、ESDP分野におけるEUの訓練の概念が成功裏に実施され始めたことに満足の意をもって留意する。

欧州理事会は、第三国及び国際機関との連携及び協力の強化への関心を再確認する。EU及びNATOは危機管理についての戦略的パートナーシップに基づく協力を行った。EUは、NATOとのベルリン・プラス合意に関連し、ボスニア・ヘルツェゴビナでEUが実施しているALTHEA作戦が効果的に実施されたことを歓迎する。

危機管理における国連との協力は、EUと国連の集中的活動研究やキンシャサのEU警察ミッションやMONUCに見られるように引き続き進展している。

欧州理事会は、EUによる危機管理活動へのウクライナ及びカナダとの実務面での連携強化、ロシアとの安全保障についての共通空間の枠組み、地中海諸国やAUとのEUROMEDの文脈での進捗に満足の意味をもって留意する。欧州理事会は、アフリカにおける平和と安全保障を支援するESDP行動計画の実施に満足をもって留意し、紛争予防の枠組みにおけるEUの活動についての議長国報告書を承認するとともに、この分野における作業を継続する必要性を強調した。

(5) その他

(イ) HIV/AIDS及び他の感染症との闘い

欧州理事会は、加盟国、隣接国及び世界中でHIV/AIDS発症例が増加していることに深い懸念を表明し、調整され統合された共同体アプローチが必要であることを強調した。欧州理事会は、一般の知識レベルの改善やHIV感染予防の認識の向上などのため、加盟国と欧州委員会との活発な協力の重要性を想起した。また、欧州理事会は、加盟国に対し、予防や治療などのための基礎としての医療システムの維持、発展を継続するよう求め、理事会による対外アクションを通じたHIV/AIDS、マラリア、結核対策のための欧州行動プログラムの承認を賞賛する。さらに、欧州理事会は、欧州委員会及び加盟国に対し、感染症対策やカイロ/ICPD+10アジェンダの完全実施において協力及び調整を強化するよう求め、WTOにおいて途上国による容易な医薬品アクセスが維持される必要性を想起するとともに、2006年と2007年の世界エイズ・結核・マラリア対策基金の再建のための欧州の実質的な貢献の重要性を強調する。

(ロ) 「グリーン外交」イニシアティブ

欧州理事会は、2003年6月に打ち出されたグリーン外交イニシアティブ⁶⁾の成果に関する報告書に留意した。

6) 環境と持続可能な開発を欧州外交において推進するために打ち出されたもので、2003年6月のテッサロニキ欧州理事会において、今回の欧州理事会で成果を報告する旨の言及がある（テッサロニキ欧州理事会結論文書第76パラグラフ）。

3. 評 価

(1) 欧州憲法条約

(イ) 総 論

今回の欧州理事会は、5月29日のフランス、6月1日のオランダにおける欧州憲法条約の批准に関する国民投票の否決という結果を受けて開催され、欧州憲法条約の今後の扱いをどうするかが一つの大きな課題であり、議論の結果は今回の欧州理事会に際して発出された「欧州憲法条約の批准に関するEU加盟国首脳による宣言」という形で纏められた。

< 欧州憲法条約の批准に関するEU加盟国首脳による宣言 >

我々は、欧州憲法条約の批准手続に関する広範囲な見直しを行った。この条約は、様々な過程の成果物であり、拡大EUがより民主的で透明かつ効率的に機能することを確保するために適切な回答を与えることを目的としている。

50年以上にわたり我々の役に立ち、同一のビジョンの下に欧州を団結させてきた我々の欧州の大望は、かつてないほどに妥当なものであり続けている。この大望により、我々は市民の福祉、我々の価値及び利益の保護、そして主要な国際社会の一員としての責任を引き受けることが可能となった。より効果的に失業問題や社会的疎外問題に対応し、持続可能な経済成長を推進し、グローバリゼーションの挑戦に対応し、域内外の安全を確保し、環境を保護するために、我々は、欧州、より一層の連帯を示す更に団結した欧州を必要とする。

現在までに10か国の加盟国が批准手続を成功裏に完了させ、したがって欧州憲法条約へのコミットメントを表明した。我々は、フランス及びオランダにおける国民投票の結果に留意した。我々は、これらの結果は、欧州建設への市民の愛着に疑問を呈するものではないと考える。しかし、市民は懸念と不安を表明したわけであり、これらは考慮されなければならない。したがって、我々は一緒にこの状況を考慮することが必要である。

この熟慮の期間は、各加盟国において、市民、市民社会、社会パートナー、国内議会及び政党を巻き込んで広汎な議論を行うことを可能とすべく用いられることになる。関心を惹起することを目的とし、すでに多くの加盟国において行われている

この議論は、より集中的でより広汎なものでなければならない。EU諸機関もこれらの議論に貢献し、この点、欧州委員会が特別な役割を演じることとなろう。

最近の事態の推移は、批准手を継続することの有効性に疑問を呈するものではない。我々は、こうした事態の推移に対応するため、また、加盟国の状況に従って、各加盟国が批准のためのタイムテーブルを必要に応じて変更することに合意する。

我々は、加盟国での議論への包括的評価を行い、今後の取り進め方について合意するために、2006年前半にこの問題を再検討することに合意した。

フランス及びオランダにおける国民投票否決直後には、パローゾ欧州委員会委員長、ユンカー・ルクセンブルクEU議長国首相を筆頭として批准プロセスは継続するべきであるとの立場が主流であった⁷⁾。しかし、時間が経過するにつれて、特に6月6日にストロー英外相が下院において欧州憲法条約の国民投票について定める法案の審議を延期する、また、状況が変われば国民投票についての法案の審議を再開する権利を留保するものの現時点では審議を進める

7) 5月29日深夜、フランスにおける国民投票の結果判明後に行われたパローゾ委員長及びユンカー首相による共同記者会見の場で、パローゾ委員長は「今夜、欧州は大きな困難に直面した。この結果は、民主主義的な手続きの下で行われたものであり、結果は完全に尊重されるが、他方で9か国が既に批准を終えており、欧州市民の49%が賛成しており、しかも、このうち一か国（注：スペイン）では国民投票において大差で批准賛成であったという事実を忘れてはならない。大半の加盟国の批准手続きはこれからである。」と述べ、また、ユンカー首相は「フランスにおいて否決という結果となったことについては留意しなければならず、その結果を尊重する。しかし、欧州憲法条約については、既に9か国で批准を終えており、さらにいくつかの国が批准間際という状況であり、今後も批准手続きは継続されるべきである。議長国としては、今回の結果を分析し、フランス及び他の加盟国とともに解決策を探るため、6月の欧州理事会において欧州憲法条約の批准問題を議題とする準備をしていく。」と述べている。また、ブレア英首相も5月30日に、フランスの国民投票で否決された今、熟慮の期間が必要であり、英国は、もし投票の対象である欧州憲法条約が存在し続けるのであれば、その批准の前に国民投票を行う旨を述べている。さらに、6月4日に行われた独仏緊急首脳会談においても、批准プロセスが継続されるべき旨確認されている。

意義が見あたらないとのステートメントを発表して以降、欧州憲法条約の再交渉は事実上困難である状況に鑑み欧州憲法条約は死文となっているとして、批准手続きを継続することは無意味であるとの立場も強まっていた。この文脈において、この首脳宣言は各加盟国が批准の取り進め方を独自に決めるとしつつ、欧州憲法条約の意義を強調した上で批准手続きの継続を是認した点において意義深い。

以下、フランス及びオランダの両国で否決という結果に至った背景を簡単に分析した上で、欧州憲法条約の今後の扱いについて述べみたい。

(ロ) フランス及びオランダにおける国民投票否決の背景

(i) フランス

5月29日に行われたフランスの国民投票の結果は、賛成45.33%、反対54.67%、であり、投票率は69.37%であった。フランス政府は国民投票に先立ち、欧州憲法条約の利点をアピールする大々的なキャンペーンを張ったものの、こうした大差による否決という結果となった。しかし、この結果は、欧州憲法条約の内容に対するフランス国民の反対というよりは、むしろシラク現政権に対する不満や経済・社会状況についての国民の不満が反映されたものであった⁸⁾。実際、フランスの世論調査機関IPSOSの調査によれば、反対票を投じた有権者の57%は欧州統合に賛成の立場であった⁹⁾。

(ii) オランダ

6月1日に行われたオランダの国民投票の結果は、賛成38.4%、反対61.6%

8) フランスの世論調査機関IPSOSが実施した世論調査によれば、反対票を投じた有権者の52%が反対の理由をフランスの現在の経済、社会状況に対する不満の表明としており、SOFRESの調査によれば、40%が現在の政治状況に対する倦怠感の表明であるとしているほか、CSAの調査によれば41%がフランスの社会状況を理由としている(詳しくはDominique Reynié “29 mai 2005, un paysage dynamite”(http://www.robert-schuman.org/oeefrance/referendum/resultats.htm)を参照)。

9) 賛成票を投じた有権者の97%が欧州統合に賛成の立場であり、有権者全体では72%が賛成していることになる(詳しくは前掲注8の引用論文を参照)。

であり、投票率は62.8%であった。オランダ議会も大半が欧州憲法条約に賛成の立場であり、事前の世論調査における反対優勢の結果を挽回するべく、オランダ政府は最後の最後まで賛成票を投じるよう国民に対して呼びかけたが、結果としてはフランスを上回る大差での否決となった。この結果となったのは、市民との関係再構築を公約に掲げている現政権への不満や、移民を多く抱えるオランダがトルコのEU加盟を拒否したこと、拡大EUの中にオランダが埋没することを危惧したことなどが理由として挙げられている¹⁰⁾。

（八）内政的要因のEU統合への波及

上述のとおり、欧州憲法条約は、その内容の是非を理由として両国で否決されたわけではなく、むしろ内政上の理由により、現政権に対する不満の表明、一種の制裁として国民により否決されたと見るのが妥当である。内政的要因がこうしてEU統合に波及するに至った背景は様々であろうが、例えば、欧州における戦争回避という欧州統合の基本理念が、特に戦争を経験していない若い世代に対しては具体的なものとして理解されなくなっていることが、市民から隔離された次元で25か国へのEU拡大、欧州憲法条約の締結といった欧州統合が急速に進んでいることとあいまって、現在の政治、経済、社会問題の根源は欧州統合にあるとの漠然とした批判を生む土壌を形成していることが一因として挙げられよう。この点、加盟国の国内事情を背景としてEUとしての政策決定の場に加盟国の意向が過度に反映された2005年3月の欧州理事会とは別の形で内政的要因がEU統合にブレーキをかけている点が注目される¹¹⁾。

10) 国民投票に先立つ5月18日に行われた世論調査で、バルケネン政権に満足している国民は僅か19%であった（詳しくはCorinne Deloy “Les néerlandais rejettent massivement la Constitution européenne” (<http://www.robert-schuman.org/oee/pay-bas/referendum/resultats.htm>) を参照)。

11) 2005年3月欧州理事会における内政的要因の影響については、拙稿「2005年3月欧州理事会の概要と評価」(慶應義塾大学法科大学院「慶應法学第3号」所収)を参照。

(二) 欧州憲法条約の今後の扱い

欧州憲法条約は2006年11月の発効を予定して起草されているが、同条約第IV - 447条第2項¹²⁾は右期日までにすべての加盟国で批准が終わらない場合を想定しているほか、同条約を採択する加盟国政府代表者会議において採択された最終文書に附属する「欧州憲法を設立する条約の批准に関する宣言」では、「欧州憲法条約の批准から2年が経過した時点で、加盟国の5分の4が批准し、1またはそれ以上の加盟国が批准を進めるのに際して困難に直面した場合には、その件は欧州理事会に委ねられる。」としており、一部加盟国において批准が行われないという事態は欧州憲法条約への署名が行われた段階で想定されていた。この規定に従えば、署名から2年が経過する2006年11月以降に開催される欧州理事会で欧州憲法条約の扱いを議論することになるが、欧州憲法条約の批准に関するEU加盟国首脳の見解によれば2006年前半に議論を行うこととしている。

欧州憲法条約の今後の扱いについては、同条約の発効のためには全加盟国による批准が必要であり、フランス及びオランダで批准が行われる見通しが立たない以上、現在の欧州憲法条約は既に死文と化したと主張したり、あるいは欧州憲法条約の再交渉を主張したり、「熟慮の期間」を経た上で現状の案文での発効を目指したり、欧州憲法条約の一部規定のみを別個の条約として締結するなど多種多様な主張が展開されているが、極度に政治的案件であるために現時点で今後を見通すことは極めて困難である。この欧州理事会後、キプロス、マルタ及びルクセンブルクで批准手続きが進められたが¹³⁾、特にフランス、ドイツといったEU主要国が、その国内政権基盤が弱体であるため現状を克服するための新たなイニシアティブを発揮し得ない状況であることもあり、当初予定されていた2006年11月1日に発効する可能性は事実上皆無であり、当面は現

12) 第IV - 447条第2項「この条約は、すべての批准書が寄託された場合には2006年11月1日に、また、そうではない場合には最後の署名国が批准書を寄託した2か月後の最初の日に効力を生ずる。」

13) このうち、ルクセンブルクでは批准の是非を問う国民投票が行われ、賛成が56.52%を占めた。

行のニース条約に従うことになる。しかし、ニース条約は基本的にEU加盟国が27か国となるまでを想定した制度設計が行われていることから、欧州憲法条約の批准に向けた動きを再始動するタイミングが遅れば、ルーマニア、ブルガリアに続く加盟候補国の扱いに影響が出ることは必至である。

(2) 中期財政見通し

(イ) 総論

今回の欧州理事会で政治合意が目標とされていた中期財政見通しの策定は、1988年以来、今回で4回目であり、EU予算策定プロセスの通常作業の一環であるが、いわゆるアジェンダ2000を策定した前回の1999年当時の状況と異なる点として、EU予算を対GNI比1%以下に抑えるべきであるとする加盟国があったこと、交渉対象として農業予算が除外されていた点¹⁴⁾などを挙げることができる。すなわち、EU予算を緊縮財政とする必要がある一方で、EU予算の大半を占める農業予算を削減することができないため、残された選択肢はリスボン戦略関連の支出、構造基金及び英国のリポートなどに限られた点が今回の特徴と言える。

(ロ) 欧州憲法条約の批准否決の影響

フランス及びオランダにおける欧州憲法条約についての国民投票で否決という結果が出たことを受け、EU首脳の間にはEUが通常どおり機能していることを示すためにも中期財政見通しへの政治合意を成立させることが重要であるとの認識が広がった¹⁵⁾。しかし、中期財政見通しを巡る交渉は難航し、今回の欧州理事会に先立ち6月12日に開催された中期財政見通しに関するEU加盟国

14) 2002年10月の欧州理事会で、EU新規加盟10か国に対する2013年までの直接支払いについての取決めが行われている。

15) 6月1日深夜、オランダでの国民投票の結果判明後に行われたパローゾ欧州委員会委員長、ユンカー・ルクセンブルクEU議長国首相、ボレル欧州議会議長による共同記者会見の場で、ユンカー首相、パローゾ委員長はともに、フランス及びオランダで批准反対が多

外相によるコンクラーベでは、イギリスは共通農業政策関連予算を含む財政見直し全体の構造を見直さない限りリベート問題で譲歩する用意はないとし、フランスは農業予算については2002年10月の欧州理事会で2013年までについて合意済みであるとして共通農業政策を議論の対象とすることを拒否し続け¹⁶⁾、まったく解決の糸口は見出されなかった。

(八) 合意の失敗

今回の欧州理事会2日目の6月17日のセッションは午後から中断され、ユンカー首相と各国首脳との個別交渉が行われるなど、最後の最後までルクセンブルク議長国は合意成立に向けて奔走したが、結局、英国を含む数か国が議長国提案に反対したため¹⁷⁾合意に至ることはなかった。欧州理事会終了後に行われたユンカー首相及びパローゾ欧州委員会委員長による共同記者会見の場におけるユンカー首相の発言によれば、「中期財政見直しは、技術的には合意にかなり近いところまで議論が進んだが合意に至る政治的な意思が加盟国の間にはなく」、「今回の議論を通じて、EUのあり方について、EUは自由貿易地域であるべきであるとする立場と、EUは政治的に統合された地域であるべきであるとする立場の2つの対立する哲学があるように見受けられ」、「前者の哲学の立場から、EU予算全体の構造を見直したいと主張した国もあったが、今回の欧

数を占めたという結果を受けて、EUが機能していることを対内的、対外的に示すためにも、中期財政見直しについて合意に達する必要性が更に高まったと考えている旨述べている。また、6月4日に開催された独仏緊急首脳会談に際して、シュレーダー首相は、各国のエゴによって欧州憲法条約の問題が左右されてはならず、この観点から中期財政見直しに関してドイツとして行動を起こす用意がある旨言及している（参考：6月5日付ドイツ政府プレスリリース）。

16) 6月13日付各種報道による。

17) 6月17日深夜、欧州理事会終了後に行われたブレア首相による単独記者会見で、同首相は「5か国も国が議長国提案に反対し、他のいくつかの国も議長国提案に不満であることを明らかにしていた。」と述べている。また、6月18日付ドイツ政府プレスリリースによれば、イギリスに加えてオランダが議長国提案の受け入れを拒否した模様である。

州理事会で予算全体の構造を調整することは困難であるという事態に直面することとなった」わけである。

（二）イギリス批判の嵐

欧州理事会終了後の共同記者会見で、ユンカー首相は名指しこそはしなかったものの、ドイツは大きな協調の精神を示し、また、フランスは農業予算の削減について大幅な譲歩を示したにもかかわらず合意に至らなかったことは残念である旨述べて暗にイギリスを非難した。また、シラク大統領は、欧州理事会終了後の単独記者会見でイギリスを名指しした上で¹⁸⁾ 合意失敗を「一部の裕福な国のエゴによるものである」と強い調子で批判した。さらに、翌6月18日にはシュレーダー首相はドイツ政府プレスリリースの中で、多額の拠出金減額を求めたオランダとともに、リベート問題について現状維持に固執し一切妥協しなかったイギリスの姿勢を名指しで批判した。一方のブレア首相は、欧州理事会終了後の単独記者会見で、イギリスのリベートにはEU予算全体の歪みを是正するとの存在理由がある、また、EU予算全体の40%が農業関連に充てられている状況は21世紀の現状にまったく合致していないと述べ、自国が議長国案を拒否した理由を弁護して見せたが、イギリスが各国から非難の集中砲火を受けることを甘受してまで拒否した真の意図が何であるかは必ずしも明らかではない。

（ホ）合意失敗の意義

EUの予算についての加盟国間の交渉はこれまで難航したケースが多く、下

18) シラク大統領は「中期財政見通しに関する議長国提案は、拡大に関するコストを公平かつ平等に負担することを求めるものであったにもかかわらず、イギリスは自国のリベートを完全に確保するためにこれを拒否した。他のどの国もイギリスのリベートとフランスのCAPとを結びつけていなかったが、イギリスは純粋に国内的な理由により欧州の利益を犠牲にする形でこれを拒否したと言える。財政見通しに合意することは必要不可欠なことであったにもかかわらず、こういう事態となったことは極めて問題である。」と述べた。

方硬直的な共通農業政策の歳出構造や構造基金改革といった問題に対処するべく欧州委員会が行った提案（いわゆるドロール・プラン）に基づいた交渉が妥結しなかった1987年12月のコペンハーゲン欧州理事会や、アジェンダ2000を巡る対立が解けなかった1999年2月のボン非公式欧州理事会が先例として挙げられる。この意味において、2007年からの中期財政見通しについて2005年6月の時点で合意が成立しなかったこと自体はEU統合史上初の危機というわけではない。しかし、2005年後半は、今回の合意失敗の原因となったとEU加盟各国から批判されているイギリスがEU議長国を務めることから、同国が議長国期間中の優先課題¹⁹⁾に一つとして将来の財政（future financing）を掲げるものの、本件に関する議論を進めるリーダーシップを発揮できる見込みは極めて限られている点、また、今回の合意失敗が欧州憲法条約の発効が暗礁に乗り上げる最中に発生した点において、今回の合意失敗は深刻であると言えよう²⁰⁾。ユンカー首相が指摘するとおり、今回の合意失敗の背景には欧州の将来について基本的な考えの違いがあり、この観点から、7月1日の議長国就任記者会見でブレア首相が今秋の開催を表明したEUの将来及び欧州社会モデルについて討議する非公式首脳会議が注目される²¹⁾。

4. おわりに

以上述べたとおり、今回の欧州理事会では欧州憲法条約の一定の合意に達したものの中期財政見通しへの合意には失敗し、また、欧州憲法条約についての

19) イギリスEU議長国ホームページ（<http://www.eu2005.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1107293521089>）にて優先課題全文を参照可能。

20) 6月17日深夜、欧州理事会終了後に行われたユンカー首相とバローゾ欧州委員会委員長による記者会見の場で、ユンカー首相は「欧州は危機ではなく、深刻な危機にある。」と悲痛な表情で述べている。

21) イギリスEU議長国ホームページによれば、10月27日、28日の両日に開催される予定であるが、中期財政見通しと欧州憲法条約については議題としない旨明記されている。

合意も議論を2006年前半に行うという形で実質的には結論の先送りという形となったことは、EU統合プロセスが極めて困難な状況にあることを反映したものであると言えよう。特に、欧州憲法条約の批准に関する国民投票での否決という、言わばEU統合の緊急事態にあっても、主にイギリスというEUの主要国の反対により中期財政見通しについての合意に失敗したことは、2005年3月の欧州理事会でも顕在化した、主要国が内政的理由によって他のEU加盟国と激しく対立するとの構図²²⁾が継続している証左であり、今後、数年単位の長期間にわたり新たなEU統合に向けた動きが停滞し、さらには新たな拡大への動きへの影響が出る可能性が高い。他方、こうした危機にもかかわらず結論文書において対外関係に関する多数の記述が示すように²³⁾、現行の二ス条約体制の下でEUは機能し続けている点にも留意が必要である。

22) 前掲注11参照。

23) 6月17日の夕刻、EU理事会事務局ビル内記者会見場で出回っていた結論文書案と最終的に発表された結論文書は同一であり（ただし、結論文書案では中期財政見通しの章のみ空欄）、中期財政見通し以外の多くのテーマについて、総務・対外関係理事会及びコレベルによる事前の準備作業が淡々と行われていたことを示している。

Keio Jean Monnet Workshop for EU Studies
EU Document and Analysis

Outcome of the European Council of June 2005

BABA Ryuji

The European Council of June 2005 was held in the aftermath of the referendums on the Constitutional Treaty in France and Netherlands. This European Council is marked by the discussion on the future of the Constitutional Treaty and the Financial Perspective for 2007-2013, while its Conclusion mainly deals with economic, social and environmental issues, Area of freedom, security and justice, External relations, together with Declaration on guiding principles for sustainable development, Integrated guidelines for growth and jobs 2005-2008, Declaration on Kosovo, Declaration on the middle east peace process and Declaration on Lebanon as annexes.

With regard to the future of the Constitutional Treaty, the heads of state or government of the Member States of the European Union adopted a declaration on its ratification during this European Council. Since an increasing number of European political figures were questioning whether to continue the ratification process or not after the rejection in France and Netherlands, it is remarkable that the heads of state or government reiterated in the declaration the “ validity of continuing with ratification process ”, while “ the timetable for the ratification in different Member States will be altered if necessary .” It is also notable that the Constitutional Treaty was rejected in France and Netherlands mostly because of their internal political situation.

Concerning the Financial Perspective for 2007-2013, which is one of the three important issues to be handled under the Luxembourg presidency, the fact should be taken into consideration that there was not so much room for

negotiation for the Financial Perspective because the EU ' s budget for agriculture which covers the most part of the whole budget was out of scope for negotiation although some Member States demand an austerity budget. Since the British government which undertakes the presidency of the EU for the second half of 2005 is said to be responsible for the breakdown of the negotiation for the Financial Perspective, it seems quite unlikely that the crisis caused by the failure in this negotiation will be overcome soon. In this context, it is essential to direct our attention to the informal Summit meeting to be held in this autumn to discuss the future of Europe and the European social model.

The UK, a major Member State, rejected the Financial Perspective although the European integration process is encountering difficulties after the rejection of the Constitutional Treaty in France and Netherlands. This fact suggests that the European integration will be stagnated for several years and that the new enlargement may be delayed.